

宜野湾市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年8月14日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 山 城 康 弘

監 査 の 種 類 令和6年度第2期定期監査

措置を講じた部等 上下水道局
 ・水道施設課

監 査 の 期 間 令和6年6月3日から令和6年7月10日まで

監査の結果及び措置の内容

○ 水道施設課

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
西普天間住宅地区配水管布設工事・R4について	当該契約は、市建設工事請負契約約款第58条（火災保険等）について、定められた手続きに不備があった。適正な事務処理に努められたい。	今後は契約約款に定められた書類の提出を指導し、適正な事務処理に努めてまいります。
宜野湾地区内配水管改良工事について	当該契約は、市建設工事請負契約約款第58条（火災保険等）について、定められた手続きに不備があった。適正な事務処理に努められたい。	今後は契約約款に定められた書類の提出を指導し、適正な事務処理に努めてまいります。
西普天間住宅地区配水管布設工事・R5について	当該契約は、市建設工事請負契約約款第58条（火災保険等）について、定められた手続きに不備があった。適正な事務処理に努められたい。	今後は契約約款に定められた書類の提出を指導し、適正な事務処理に努めてまいります。